

# 学校生活の約束

柏市立柏の葉中学校

## 柏の葉中学校生徒・教職員共通行動目標

### 「時を守り、場を清め、礼を正す」

#### 1. 頭髪

- (1) 学習やスポーツに適した、清潔な髪形で人工的に手を加えたり、くせをつけたりしない（めやす＝前髪は目にかからない。後ろ髪が肩より長い場合は結ぶ）
- (2) ヘアピン・ゴムは黒、紺、茶系で装飾品の付いていないもの

#### 2. 制服

- (1) 学校指定のブレザー、スカートまたはズボンに白のワイシャツまたはブラウス
- (2) 転入生は前在籍校のものでも構わない。
- (3) ネクタイ、リボンを着用する。
- (4) 5月1日～9月30日の期間は、以下の点も可とする。
  - ・白、黒、紺のポロシャツの着用（ワイシャツ・ブラウスの代わりとして）
  - ・ネクタイ、リボン、ブレザーは着用しなくてもよい。
  - \*ただし、ブレザー着用時は、ネクタイ、リボンは着用する。
  - \*（4）以外の期間でも、式典を除く暑い日にはブレザーを着用しなくてもよい。

#### 3. 服装

- (1) 校内服 学校指定の体操服・ジャージ（いずれも記名をする）
- (2) 靴 下 黒・紺・グレー・白系のもの（黒タイツ着用可）
- (3) カバン リュックタイプのもので黒・紺等のできるだけ単一色。
- (4) 上履き 指定された学年色で学校指定のもの（名前欄またはかかとに記名する）
- (5) 靴 運動靴又は革靴
- (6) ベルト ズボン着用の際はベルト（黒・紺・茶系）を着ける。
- (7) 防寒着 登下校時、防寒着としてコート類（Pコート・ダウンコート等）の着用可。  
（蛍光色や彩度の高い色は不可）  
学校生活全般、防寒着としてセーター、ベスト、カーディガン等の着用可。  
手袋、マフラー、ネックウォーマー等の使用可。
- (8) その他 化粧、マニキュア、カラーコンタクトに類するものは不可。

#### 4. 持ち物

- (1) 学習に不必要なもの（携帯電話等、貴重品、装飾品等）は許可なく持ってこない。
- (2) 水筒、ペットボトルの持ち込み可。中身は水・お湯・お茶・スポーツドリンクとし、ペットボトルには記名またはカバーをして必ず持ち帰る。
- (3) 制汗剤、日焼け止め、リップクリーム（無色）、ハンドクリームはできるだけ無香料で、使用の際は場所に配慮して使用する。
- (4) カイロを持ってきた際は、学校では捨てずに持ち帰る。
- (5) ハサミ以外の危険物等の持ち込み禁止。
- (6) 試験の際に限り、アナログ腕時計の持ち込み可。

## 5. 登下校

- (1) 登下校は通学路を通り、正門を使用する。
- (2) 昇降口は7時15分に開け、朝、部活動が無い日は、8時10分に開ける。
- (3) 8時25分までに校内服に着替えて、カバンをロッカーに入れて着席する。チャイムが鳴った時点でできていない場合は「遅刻」扱いとなる。
- (4) 完全下校時間は、前期17時00分・後期16時30分（3月のみ17時00分）を完全下校とする。
- (5) 登校後の再登校は禁止とする。
- (6) 再登校や祝日休日に学校に来る際は校内服または制服を着用し、自転車の使用は認めない。

## 6. 校内生活全般

- (1) 周りの人に迷惑のかかるようなことはしない。マナーを守って生活する。
- (2) 無断で他のクラスや危険な場所への出入りはしない。
- (3) 机やロッカーの中の整理整頓に努める。
- (4) 授業開始2分前の着席を心掛ける。
- (5) 故意又はふざけて校内の設備、用具等を損壊した場合は、弁償となる場合がある。

## 7. 保健室の使い方

- (1) 保健室を利用する際は、各教室や特別教室にある「保健室利用カード」に先生からサインをもらい、保健室に行く。
- (2) 緊急を要しない場合は、休み時間に来室する。
- (3) 体調不良等で保健室に行く時は、保健委員が付き添う。
- (4) 保健室での応急処置については、学校生活で負傷したものの応急処置を原則とし、家庭での怪我や継続的な処置については行わない。
- (5) 保健室では、内服薬（かぜ薬や痛み止めなど）は出さない。
- (6) 保健室での休憩は原則として1時間以内とする。

保健室利用カード	
学級 氏名	年 組 氏名
日時	月 日 :
以下の理由で保健室に行きます 頭痛 腹痛 気持ち悪い 嘔吐 だるい 寒気 めまい 鼻水 鼻づまり のどの痛み けが 他	
先生のサイン:	
処置	熱を測りました(      °C)
	休憩 (      :      まで)
	他
連絡	よくなりました。
	経過観察をお願いします
	早退を勧めました ※保護者連絡について( 担任 学年職員 保健室 )
この用紙のとりあつかい	養護教諭→本人→(      )先生→(      )先生

## 8. 生徒指導提要改訂について

参考資料：栃木県公式ホームページ

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m53/system/desaki/desaki/documents/r5q3zidouseito.pdf>